

## まん延防止等重点措置に伴う感染防止対策の実施について

愛知県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことに伴い、感染防止対策につきまして、下記のとおり対応いたします。

### 記

#### 1 内容

部屋の定員や利用料金の還付、開館時間について変更はありませんが、オミクロン株の感染力の強さから、驚異的に感染が急拡大しており、改めて、基本的な感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

今般、利用料金の還付について、当センターの不手際でご不便をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

現在、コロナを理由とした全額還付が適用される期間は「当面の間」とされており、使用の前までに申し出がある場合（電話可）に限られていますのでご注意ください。

#### 2 まん延防止等重点措置の期間

令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで

東生涯学習センター